

交 総 発 第 3 2 0 号
令 和 8 年 8 月 3 1 日

一般社団法人千葉県トラック協会会長 様

千 葉 県 警 察 本 部
交 通 部 交 通 総 務 課 長
(公印省略)

道路交通法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う自動車の最高速度
の周知について（依頼）

貴台には、平素から警察業務各般にわたり、深い御理解と御協力をいただいておりますこと
に厚くお礼申し上げます。

今般、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号）及び道
路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第67号）のうち、
自動車の最高速度に関する規定が本年9月1日から施行され、いわゆる生活道路にお
ける自動車の法定速度が、時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下
げられます。

本改正で引下げの対象となる道路は、中央線や中央分離帯などが無い道路（例：地
域住民の日常生活に利用される道路など）としており、その詳細は別添のとおりとな
ります。そのため、会員事業所の従業員の方々に対しまして、業務中を含め、いわゆ
る生活道路を走行する際には、「速度を守ること」に加え、「生活道路は人が優先」
という意識を持って走行することを改めて周知していただきますようお願い申し上げ
ます。

【本件に関する問合せ先】

千葉県警察本部交通部

交通総務課事故防止対策係

(043-201-0110 内線：5035)

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。



ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

こんな道は特に気を付けよう！

民家・商店が多い

通学路である

天候等で視界が悪い

カーブが多い

■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



問い合わせ先

■全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです

<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html>



生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！！

令和8年9月1日
(2026年)
改正道路交通法施行令施行

60 km/h

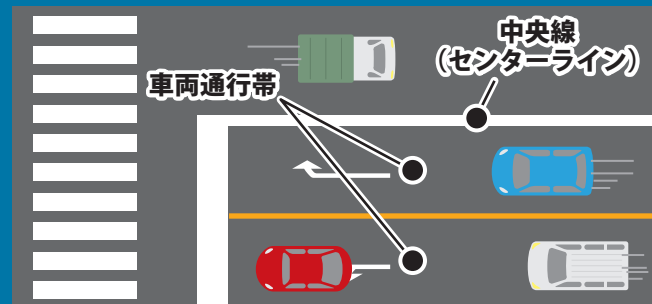
30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼ 引き続き60km/hです

1

道路標識又は
道路標示による
中央線又は
車両通行帯が
設けられている
一般道路

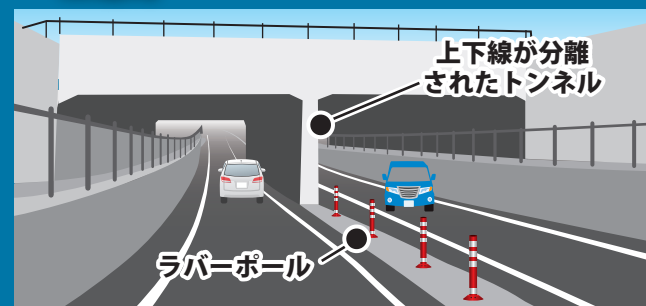


3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する
加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や一般
道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

2

道路の構造上又は
柵その他の工作物に
より自動車の通行が
往復の方向別に
分離されている
一般道路



4

自動車専用道路



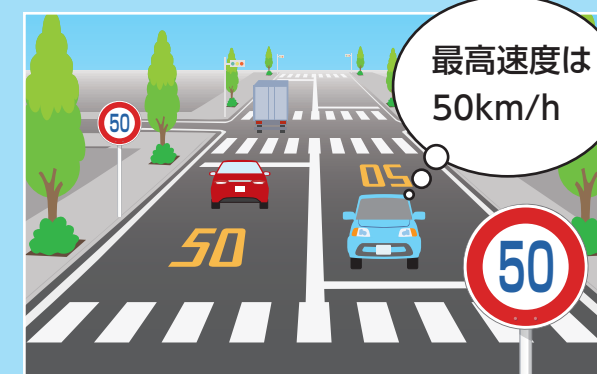
従前どおり、道路標識等による
指定がある場合は、その速度に
従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が指定
されている道路では、その速度が最高速度とな
ります。

例えば、道路標識により最高速度が 40km/h と
指定されている中央線がない道路では、最高速
度は 30km/h ではなく 40km/h となります。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識が
あった場合は、最高速度は40km/hとなる。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が
50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。